

令和2年第1回浅川町議会定例会

議事日程（第3号）

令和2年3月9日（月曜日）午前9時開議

- 日程第 1 議案第 1号 浅川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
日程第 2 議案第 2号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
日程第 3 議案第 3号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第 4 議案第 4号 浅川町長等の給与に関する条例の一部改正について
日程第 5 議案第 5号 職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 6 議案第 6号 浅川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 7 議案第 7号 浅川町子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正について
日程第 8 議案第 8号 浅川町介護保険条例の一部改正について
日程第 9 議案第 9号 浅川町町営住宅等条例の一部改正について
日程第10 議案第10号 浅川町公の施設の指定管理者の指定について
日程第11 議案第11号 令和元年度浅川町一般会計補正予算（第4号）
日程第12 議案第12号 令和元年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第13 議案第13号 令和元年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第14 議案第14号 令和元年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第15 議案第15号 令和元年度浅川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第16 議案第16号 令和元年度浅川町上水道事業会計補正予算（第4号）
日程第17 請願第 1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出請願書
日程の追加
日程第18 発議第 1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第17まで議事日程のとおり

日程第18 発議第 1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出について

出席議員（12名）

1番	菅	野	朝	興	君	2番	兼	子	長	一	君
3番	会	田	哲	男	君	4番	木	田	治	喜	君
5番	岡	部	宗	寿	君	6番	渡	辺	幸	雄	君

7番	金	成	英	起	君	8番	須	藤	浩	二	君
9番	上	野	信	直	君	10番	角	田		勝	君
11番	水	野	秀	一	君	12番	円	谷	忠	吉	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町	長	江	田	文	男	君	教	育	長	真	田	秀	男	君									
総	務	課	長	江	田	豊	寿	君	会	計	管	理	者	須	藤	寿	行	君					
建	設	水	道	課	長	八	代	敏	彦	君	税	務	課	長	菊	池	三	重	子	君			
住	民	課	長	我	妻	美	幸	君	保	健	福	祉	課	長	坂	本	高	志	君				
農	政	商	工	課	長	岡	部		真	君	学	校	教	育	課	長	生	田	目	源	寿	君	
社	会	教	育	課	長	岡	部		栄	也	君												

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議	会	事	務	局	長	小	針	紀	喜	局	長	補	佐	佐	川	建	治
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（円谷忠吉君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（円谷忠吉君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第1、議案第1号 浅川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 2点伺いたいと思うんですが、まず2条2項2号、「成年被後見人」が「意思能力を有しない者」というふうに変更になるわけでありましてけれども、具体的に取扱い上はどのように変わるのか伺いたいと思います。それが1点目です。

それから、2点目として、その2号の括弧書き、「（1）に掲げる者を除く。」とあるんですけども、これはつける必要があるのでしょうか。私はこれなくても何ら問題ないというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 住民課長、我妻美幸君。

○住民課長（我妻美幸君） 成年被後見人、どのように取り扱うのかということですが、こちら成年被後見人の方が該当になった場合には、本来ですと印鑑登録の申請があった場合には取り消されることになるんですが、こちらは法定代理人の方と一緒に御見えになって印鑑登録の申請ですとか変更がありましたときには、その法定代理人の方と一緒に御見えになっていただいて印鑑の登録をすることができるということです。

次の質問ですけれども、もう一度、すみません、よろしいでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野君。

2点目が分からなかったというから、もう一回お願いします。

○9番（上野信直君） じゃ、再質問ね。

1点目なんですけれども、「成年被後見人」、つまり意思能力を常に欠くような状態の人で裁判所が認めた人、この方は印鑑登録ができませんと、単独ではですね、という規定を今度は「意思能力を有しない者」というふうに改正するわけでありましてけれども、その改正によって具体的にどういうふうに変ってくるのか、その点が1点目なんです。その点を再度、お聞きしたいと思います。

それから、括弧書き、これ15歳以下の者は印鑑登録できませんよというふうな規定が1項の規定なんですけれども、何でもここに「（1）に掲げる者を除く。」というふうにするのか。本文では、いずれかに次の（1）に該当する者とはということで、もう既に（1）に掲げる者はできませんよというふうになっているわけですから、この括弧書きは必要ないんじゃないかなというふうに思ったんですけども、どのように考えればよろしいでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 住民課長、我妻美幸君。

○住民課長（我妻美幸君） 意思能力のない方は、成年被後見人にかかわらず、本人が、意思能力を判断できない方が法定代理人の方と一緒に窓口にお見えになって印鑑登録の申請をするということになります。

○9番（上野信直君） 「（1）に掲げる者を除く。」となっているんですけども。

○住民課長（我妻美幸君） すみません、括弧書きのところなんですけれども、ちょっと調べさせていただいてもよろしいでしょうか。

○9番（上野信直君） いいですよ。

○議長（円谷忠吉君） じゃ、休憩後にやってください。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 私が思ったのは、成年被後見人というのは裁判所のそういう許可というか、決定を受けて意思能力がない状態にあるというふうに認められた者だというふうに理解しています。「意思能力を有しない者」に変えたというのは、裁判所の決定がない人以外の人で意思能力がない人は、これは印鑑登録できませんよという規定なのかなというふうに、そういうふうに改めるというふうに理解したんですけども、そうすると、裁判所の決定がない成年被後見人以外で意思能力があるかどうかというのは、窓口ではこれ判断できるんですか。実務的にはどのような扱いになっていくんでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野君、休憩後に答えてもらいましょう。

○9番（上野信直君） 分かりました、結構です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

すみません、討論まで本当はまずいんですけども、あと、説明はきちっと課長のほうからしてもらいますから。

〔「はい」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これから日程第1、議案第1号 浅川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案どおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第2、議案第2号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） これまでは臨時・嘱託職員の皆さんも町長の前で宣誓をしていたんですけども、これからは会計年度任用職員、これについては、そういうふうに全部町長の前で宣誓するということはしないでもいいというような規定を設けるわけですね。具体的にはどういうふうになっていくんですか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 現在までについては、職員のみそのサービスの宣誓ということで条例上規定されておりました。臨時嘱託職員については、サービスの宣誓は任命権者の前での宣誓ということはありませんでしたので、従来は正規職員のみが町長の面前においてサービスの宣誓をするという取扱いをしておりました。今度の4月1日より会計年度任用職員ということでこれが制度化されますので、この会計年度任用職員については任命権者もしくは町長の指定した者の前でサービスの宣誓をするのではなく、その取扱いについては一応任命権者でなくてもよろしいですよということで、会計年度任用職員に限ってサービスの宣誓もやるようになりますよということを条例で改正する内容でございまして、従来の臨時嘱託職員についてはこういうサービスの宣誓はありませんでした。今回の改正で任用職員に対してサービスの宣誓をしていただくということで、それは町長の面前でなくてもよろしいですよという内容となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 例えば、こども園のその会計年度任用職員に関しては、園長さんの前で宣誓するとかそういうふうな形になってくるのでしょうか。例えばですよ。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） そのとおりです。町長が指定する職員でございます。それは町長が決めますので、そういった形で会計年度任用職員についてはサービスの宣誓をしていただくというふうに取り扱うような内容でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○9番（上野信直君） はい。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） それは分かりました。

ただ、特段の定めをするというふうになっているんですから、その定めは今、9番議員が言ったような形で、ただ、その部署があります。その部署ごとにその責任を持つ人の前でやるというふうになるのか、その辺の特段の定めというのはどういうふうにしてつくってあるんですか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） まだ、定めてはございません。

ただ、町長部局であれば、例えばですけれども、今現在の体制ですと総務課長の面前でやるとか、教育部局であれば教育長の面前でそういうことの宣誓をすとか、教育部局の内にもそれぞれ組織がありますので、こども園についてはこども園の園長の面前でやるとか、そういった実務的なことは今後4月1日に向けて定めをするということで、一応方向的にはそういう内容で取り扱う考えでおります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 各部署ごとのものについては、これから4月1日を目指して定めていくということですね、分かりました。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） なければ、これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第2、議案第2号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第3、議案第3号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 長として提案をするわけでありませけれども、私どもの期末手当という引上げですね、そして12月のそこについてはきちっとするというふうな形で、既に補正予算の中にも組まれておるといような状況があります。

しかし、これらの状況を見ますと、非常にこのコロナウイルスも10%に値上げした消費税というこういうことと相まって先行きが見えないと、こういう状況で議員数が減るだろうと、そういうふうに聞いていると、こういうふうな状況はあると思うんであります。そういうときにこのような議案を提案するというそういうことは、長としてどういうふうを考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今、日本全国議員の成り手がございませぬ。また、議員があつて町民は安心・安全のかなと思つております。町民のために議員さんが先頭になって一生懸命やっておりますので、私はこの議案を提案いたしました。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか、10番。

○10番（角田 勝君） 分かりました。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 車賃に関してなんです、今回25円に下げたという理由、これの説明に関して現在も25円でやっているというような話があつたかなというふうに思うんですけども、それでよろしいんですか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 新旧対照表における別記1ということで、別記については現行40円です。職員のほうは25円に、提案理由でも説明しましたが25円ですが、こちらについても、取扱い上は職員と同様の25円で今までも対応してきたということを実務上は25円に対応してきました。それは条例上も明確に40円から25円に改正するという内容でご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 条例では、40円というふうに決まっているわけです。40円以内とするという決め方では

なくて、40円という書き方なんです。それを職員に合わせて実務上は25円でやってきたというのは、これは条例とは合わない対応をしてきたということになるかなというふうに思うんですけども、その辺についてはどのように理解すればよろしいでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 本来ですと25円に改正すべきものを、必要になったという関係上、実務上25円でやらせてきたというふうにご理解いただくしかないかというふうに思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 私、実態が25円が本当に妥当なんだということであれば、これは速やかに条例改正をして条例にのっとった執行をすべきだったと。悪い言い方をすれば条例がやったということですから、これね。そういうことのないようにこれから気をつけていただきたいなというふうに思うんですが、町長、認識を。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） そのとおりです。今後ないようにいたします。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

まず最初に、反対者の発言を許します。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 本案は、町長の提案理由の中ではいわゆる成り手がいないんだと、全国的にももうそういう状況だからという云々というふうなことが言われました。一面、そういうことも全国的な傾向としては出てきております。年金制度が廃止になって社会保険を該当させるべきだとかいろいろな論があって、論議になっていると思うんです。

しかし、この議員の期末手当については、私は今上げるべきではないと。理由はどうなのかというふうに関われれば、先ほども質疑でその一端を申し上げましたけれども、昨年10%に消費税が引き上げられて、それだけでなく消費が落ち込んで先行きどうなるのかという心配の中で、今度はコロナウイルスが不景気の風を強くして先行き全く容易でない、特に観光やその他のなりわいが容易でない状況になってきていると。こういう状況の中で上げるべきではないし、また働く人々の労働賃金の実態は、実質賃金では3年連続下がっているんです。そういうこの実質賃金ということも含めれば、期末手当を今上げるということは町民からの賛成も私は得られないと、上げるべきではないと、こういうふうに考えておまして、私のほうは反対をいたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 原案に賛成いたします。

今、10番議員が反対討論を行いました。私はこう思います。我々のこういう手当に関しましては、我々が上げてほしくて上げてくれと、下げてほしいから下げてくれと言ってどうなるものではないと。どこからか下

りてきて我々が判断をするということであって、それに基づいて私たちは認められた歳費をいただくと。今、10番議員が言ったように、今回の消費税10%に関して上げるべきではない。私は違います。消費税10%になった、消費が落ち込んでいる。じゃ、我々が増額となったこの歳費を、その消費喚起に使うじゃないかと私は思うわけでございます。よって、本案には賛成といたします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第3号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（円谷忠吉君） 起立多数です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第4、議案第4号 浅川町長等の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 議案第3号と同趣旨で反対をいたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 全くさきの議案第3号と同じでございます。ぜひとも町長、上がった分は消費喚起に使って、町内でできれば使っていただいて、町の商業活性に一役担っていただければと思います。よろしく願いします。

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第4号 浅川町長等の給与に関する条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[起立多数]

○議長（円谷忠吉君） 起立多数です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第5、議案第5号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 住居手当に関して伺いたいんですけども、今回の改正によって住居手当の最高額というのは2万8,000円になるという理解でよろしいのでしょうか。それが1点目です。

2点目ですが、住居手当の対象者は現在何人ぐらい職員の中でいらっしゃるのか、伺いたいと思います。

3点目、ご夫婦で町の職員だった場合に住居手当はどういうふうになっているのか、ちょっと伺いたいと思います。

それから、最後ですけども、住居手当は賃貸の住宅の家賃に対するものだけのような、ざっと見た感じだったんですけども、持家の住宅ローンを抱えている職員に対する住居手当というのはないのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 住居手当については、今回の改正案では算定する上において1万6,000円だったものを1,000円追加して1万7,000円というふうにするものでございます。

あと、住居手当の該当者が何人かということなんですが、今手元にちょっと資料ございませんので、後ほど報告したいと思います。

夫婦についてはどのようになっているのかということですが、あくまでも住居手当については、4番目にもありますように、持家で世帯主であってもそれについては住居手当では支出はしておりません。あくまでも、家賃として支払っているものに対して算定した額をもって手当を支給しているということでございます。例えば、夫婦で両方に支出しているというふうなことは、これは基本的にないということで取扱いをしております。人数については、後ほど報告したいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 今回に関しての11条の2の第2項のイというのは、ずっと見ていくと2分の1がこれ1万7,000円を1万1,000円に加算した額ということで、加算すると2万8,000円になるんじゃないかというふうな、住居手当の最高額となるんじゃないかというふうに見たんですけども、違うんでしょうか。

それから、3点目のご夫婦とも職員だった場合はどういう形でどちらの方に出しているのか、伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 大変失礼しました。

算定上、改正前が1万6,000円が1万7,000円になっているということで、最高支給額については2万7,000円から2万8,000円になるということで間違いございません。すみません、訂正いたします。

すみません、2点目、ちょっと夫婦の場合ですけども、取扱い上、世帯主という届出があるほうに住居手当は払うようにしております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 要は、実際はそういうふうになっているんですね。その夫婦とも職員だった場合の件については、いろいろ調べたところ、世帯主というのは世帯分離できて双方世帯主になれるので、紛らわしくならないようにその家賃の住宅の賃貸者契約の名義人に住居手当を支払うんだというふうにするのが最近が普通になっているというような話を書いてあったんですけども、浅川町で両方世帯主だという人はいないとは思いますが、実務上はやっぱりそういう方向のほうが適切ではないのかな、名義人に払うというのが適切じゃないかなというふうに、参考にさせていただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野君、答弁は。

○9番（上野信直君） 結構です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第5、議案第5号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第6、議案第6号 浅川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 説明がありました副食費に関する補助、これについてももう少し詳しくご説明願いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 副食費というところ、これ学校関係ではありますが、給食費の場合には主食以外におかずがあると思うんですけども、給食費の中でその主食のことを副食費いわゆるおかずの部分が分かれているというふうには私は理解しております。その副食費の分に関して、いわゆる収入によって減免するという形であるというふうにご理解いただきたいと思いますけれども。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） これは浅川町で今までもやっていましたか。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） これ、幼稚部のいわゆる前の幼稚園の部分で、幼稚園は学校給食センターで給食を作っている形になります。この部分に関しては、この法律が成立した後、10月から施行していますが、それ以前は食費については減免していないと思います。だから、保育所の分につきましては、保育所は給食費そのものも保育料に含まれていますので、保育所に関してはその一給食費、副食費という概念がないというふうにご考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○9番（上野信直君） はい。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 提案理由の中で説明ありましたが、いわゆる議員の改正であってこの計上されてあるわけでありましたが、どういうふうにごこの子供に特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営というこの提示がどのように今度変えられたのか、いわゆる内閣府にて変えられたということではありますが、分かりやすくひとつ具体的にご説明いただければと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 提案理由でもご説明いたしましたが、いわゆるこの保育事業に関しましては、

様々ないわゆる保育の形態があります。ここの新旧対照表にもあるように、この幼稚園、保育所、これはうちのほうに存在したものだんですけども、それ以外に家庭的保育事業、それから小規模保育事業、居宅訪問型保育事業とたくさんの規定がありまして、この要するに新旧対照表の中でも22までそういった定義がございます。こういった定義の中で一つ一つの法令が改正されていくと、そこ自体を変えるような形に多分なると思いますので、そういったものを含めてこういった定義をいわゆるその特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準というふうに定めたものです。なおかつ、この定めに関しては別表というのがございまして、その中でいろんな保育事業の種別を定めてという形に変わったというふうにご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） そうすると、今までいろいろなもちろん運営もこのような形でなされているわけですけども、そのいわゆる運営に関する基準をこの特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準と、こういうものにいわば一本化して基準を明らかにしたと、こういうことと理解してよろしいでありますか。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） そういった形で一本化しないと、それぞれのもう事案で改正を行った場合に非常に細かな法改正になるということで、恐らくはそういった定義を別の表に定めています。多くて一本化したという形だと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第6、議案第6号 浅川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第7、議案第7号 浅川町子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第7、議案第7号 浅川町子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第8、議案第8号 浅川町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず、1点目ですけれども、この軽減措置はいつまでなされる予定になっているのか、1点目として伺います。

それから、2点目として、対象となる住民税の非課税の対象者数というんですか、どのぐらいいて、そして介護保険料を納めている方の全体からすると割合はどのぐらいになるのかと伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） まず、いつまで実施されるのかということなんですけれども、これは消費税が10%に決定しましたので、今後、この率で消費税が新たに変わってまた新たないわゆる減免措置が生じない限りは、このままの形で金額は移行すると思います。ただし、金額そのものに関しましては介護保険料のいわゆる決定に基づくものなので、減額の率はこの率で引き続き継続されるというふうに思っています。

それから、割合と人数ということなんで、ちょっと時間いただきたいと思うんですけれどもよろしいでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 現人数と全体の割合は賛否に影響しませんので、休議の後で調べてお答えいただきたい
と思います。

今回の条例の改正は令和2年度分に関する改正ですよね、だと思っんですけれども、これ令和3年度以降も
同じように実施されるというふうな見通しなんですか。その点、伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 提案理由でも説明しましたが、元年度、今年に関しましては、いわゆる10月か
らの10%の値上げ分を見て設定しております。来年度以降、2年度以降に関しては、いわゆる10%の金額で計
算をしたもので、ただ、保険料が3年ですから、この金額になるのは2、3、4という形で3か年間、の形に
なるということをご理解いただきたい。ただ、保険料自体が変わることがありますので、率は同じような率を
適用すると思いますが、保険料自体が上がれば、若干値上げはすることがあるのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○9番（上野信直君） いいです。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第8、議案第8号 浅川町介護保険条例の一部改正についてを起立によって採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第9、議案第9号 浅川町町営住宅等条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 連帯保証人に関して伺いたいと思います。

まず1点目として、現在、町営住宅に入居する際の連帯保証人は何人必要で、連帯保証人の条件はどういう
ふうになっているのか、それを1点目として伺いたいと思います。

それから、2点目として、この改正条文にある9条の3項ですか、町長は特別な事情があると認める者に対

しては連帯保証人を必要としないと、こういうふうな新たな規定を設けるわけでありますけれども、特別の事情というのはどういうことなんでしょうか、伺いたいと思います。それが2点目です。

3点目です。やはり、町の設けている住宅には町営住宅のほかにみのわ団地がありますけれども、みのわ団地についてこれを適用する考えというのはあるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 現在、町営住宅の連帯保証人の人数でございますが、2名をお願いしております。条件につきましては、以前は他町村は駄目だとか、あとご家族は駄目ですというふうなことで、現在につきましてはご家族の方、特に、どちらかというご家族の方のほうが身元引受けも含めていいだろうということで、ご家族の方でも、他町村の方にあっても連絡が取れる近くに住んでおられる、近くの市町村に住んでおられる方につきましては大丈夫だよというふうなことで今は受付をしております。

この特別な事情ということになりますけれども、もともと町営住宅につきましては、住宅に困窮する低所得者の住居の安定を図るとい、いわゆるセーフティネットというふうな役割を果たしているというような町営住宅の大きな意味もあります。そういう意味では、今町として考えているのは、生活保護受給者や、あと身体障害者、それから低所得者の高齢者等につきまして免除の対象にしようかなということで今検討しているところでございます。みのわ団地とかほかの団地でございますが、先ほど申し上げたとおり、公営住宅については、特に困窮する低所得者というのを中心に町営住宅のほうの制度がありますので、みのわ団地、それ以外の団地につきましては、今のところは考えておりません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目は、大体分かりました。今は町営住宅の入居の申込みには二人の連帯保証人が必要だと、こういうことです。2点目の特別の事情というのは、生活保護の方であるとか身障者の方であるとか困窮者だというふうな答弁です。

ところが、2018年の国交省の通知がありまして、住宅に困窮する低所得者への住宅供給という公営住宅の目的を踏まえ、保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であり、保証人の確保を公営住宅への入居に際しての前提とすることから転換すべきである、もう保証人、連帯保証人取るなど、取るべきじゃないと、こういうふうな国交省の通知があつて、国の定める標準条例というものから保証人の規定を削除しております。各自治体についても適切な対応をお願いしますと、こういう国交省からの通知が甲乙として浅川町にも届いているんじゃないかというふうに思うんです。こういう状況を踏まえて、東京都やいわき市では連帯保証人は不要だというふうな改正をもう既に行っております。求めるのは連絡先だけ。連絡先となった方については、その滞納している家賃の請求はしないと。そういう関係、そういうことで連帯保証人を取らない、これが公営住宅の在り方だというふうに国も変えているわけです。

浅川町の今回の条例改正というのは、全くこれにそぐわない。基本的には、生活保護とかそういう方々以外の方については引き続き二人の連帯保証人を求めるということでしょう。これは全く国の方向にも合わないし、

公営住宅としての責務を果たすというものにもそぐわないというふうに思うんです。その点について、どのようにお考えになりますか。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 議員さんおっしゃるとおり、2018年に国交省のほうから連帯保証人は免除するというような標準住宅条例の例は示されております。なおかつ、国交省のほうからは、先ほど申し上げましたとおりセーフティネットの役割を果たしているということから、町営住宅については連帯保証人をつけるということは適切ではないのかなというふうなお話も伺って、しかし、周知はされております。なおかつ、今年の4月1日、民法改正があるということで、保証契約の上限額が設けられて、請書、例えばうちのほうで契約書の中に連帯保証人さんの幾らまで保証しますかという限度額を明示するようになります。逆に言うと、その明示をすることによって明らかに幾ら払わなければならないというお金が出てきてしまうので、逆に連帯保証人さんのお願いが困難になってくるんじゃないかなというふうな、そういうふうな想定もしております。

福島県につきましては、いち早く、昨年だと思いますが、公営住宅の連帯保証人につきましては免除するというふうな、免除というか、もともと必要としないということで条例は改正をされております。他町村も含めて県内の市町村等も調査をして関連の状況等も今調査をして、今回はここまでということで町のほうとしては決めさせていただきましたが、将来的には連帯保証人の免除という方向で検討したいというふうに思います。なぜ、免除を今のところ全体をしないのか、免除というか要件にしているのかというふうなお話を申し上げますと、どうしても町営住宅、先ほど申し上げましたが、本来その保護というか必要な生活保護世帯やあるいはその低所得者それから障害を持った方ということで、ほかの町村も同じような形で免除規定ということで、全部というか全てについて要らないというふうにはしておりません。

例えば、障害者の方、生活保護世帯の方、町内にもおられます。まずは、町内の方を中心に町はその保護といういろいろな施策を講じたいということで、その全体的に要らないということになると他町村からいろいろな方が浅川町のハードルは低いということで、浅川町で住所がなくても浅川町に住所を移動することによって浅川町に来て働いているケースも考えられます。そういう意味では、ほかのいろいろな福祉の施策等も含めて、ちょっと浅川町にいろんな方が流れてくるというか引っ越されてくるということもなかなかいろんな問題も考えられるかなと思うので、取りあえず石川管内であれば同じような形で、全体的に要らないというふうなときに足並みをそろえて浅川町もなくすというふうな方向で考えてはいます。現在のところは、町内における困窮者の方については特例の中で措置をしてあげましょうということで考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 町長、今聞いたように、もう連帯保証人は取るべきではないと、公営住宅にあっては、それが基本的な流れなんです。この地域では、ずっと連帯保証人取っていたものですから、いきなりなくしていいのかどうかというところで不安があってこういう玉虫色の条例制定になったんだろうというふうに思うんですけれども、町長、今までの議論を聞いていけば、もうやはり連帯保証人は取るべきではないということは理解できると思うんです。この条例は、幸いにも特別の事情があると町長が認める場合はということで明示し

ていないわけですよ、障害者であるとか生活保護の受給者であるとかというのは明示していないので、町長のほうで再度その基準を見直していただいて、基本的に取りたくないという方向の実務の運営、これをやっていただきたいというふうに思うんです。あえてこの条例を改めなくても実務的にそういうことは可能であるわけですから、もちろん急いで県内あるいは近隣町村の状況も踏まえながら、じゃ調べていただいて、そういうふうなもっと幅広い対応をしていただきたいというふうに思うんですが、町長、いかがですか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 貴重な意見をありがとうございます。

なお、担当課と相談させていただきたいと思います。当然、私は弱者救済だけはしたいなと思っておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第9、議案第9号 浅川町町営住宅等条例の一部改正についてを起立によって採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第10、議案第10号 浅川町公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第10、議案第10号 浅川町公の施設の指定管理者の指定についてを起立によって採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第11、議案第11号 令和元年度浅川町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。

8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） まず、8ページの13款1項1目農用地災害復旧事業分担金47万円についてなんですが、河川以外の災害について何%の分担金になるのかお知らせください。

次に、25ページ、11款3項1目社会教育施設災害復旧費の補正でございますが、大体30%ぐらい増額になっているんですが、その理由の中身を教えてください。

以上2点、お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 8ページの農用地災害復旧事業分担金47万円ですが、内訳としまして補助債の3か所分で約250万程度になっております。補助率、まだ確定しておりません。そのため、通常の50%の補助率で計算していきまして、残り50%自己負担分、50%の半分、2分の1で約63万円ほどで既定予算で16万円ほどありましたので、今回47万の補正をしております。見込みになりますけれども、農地のほうの補助率につきましては自己負担分94%程度になって、残り3%程度が最終的には受益者負担分となる見込みでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 社会教育課長、岡部栄也君。

○社会教育課長（岡部栄也君） 25ページの11款3項1目社会教育施設災害復旧費の増額分でございますが、町民グラウンドの復旧工事費につきましては概算で見込んでおりました。その後、災害復旧工事、いわゆるグラウンドなど土砂撤去工事と電気設備の復旧工事、それぞれ設計委託によりまして1,627万5,000円増額はするということになりました。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） まず、1点目の分担金なんですが、最終的な個人負担は先ほどだと3%ということなんですか、3%、ちょっと何かおかしい。

あと、25ページのグラウンドの件なんですけれども、前回の議会で受電施設にキュービクルの件をただしたと思うんです。それで、担当課のほうでは、町長かな、町長は設計について再度考えるという内容ではございましたが、担当課長ですね、キュービクルのかさ上げについては検討させていただくという内容でしたが、その後検討はされたのか、その受電設備に対してはどういうふうな変更をしたのか、それをまず1点。

あと、この減額の部分ですね、55万円の減額、その説明ももうちょっと詳しくお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 農地の災害のほうの受益者負担の最終的な個人負担につきましては、まず繰り返しになりますけれども、農地の部分については、個人負担が補助率が94%程度になることを想定しますと補助残は残り6%です。それを町と受益者の2分の1ずつに折半になりますので、3%程度と見込まれます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 社会教育課長、岡部栄也君。

○社会教育課長（岡部栄也君） 町民グラウンドの災害復旧工事の中の電気設備の災害復旧工事関係でございますが、キュービクルのかさ上げにつきましては検討をいたしました。ただ、キュービクルにつきましては現在の場所と配線の関係があるということで、今なお検討をしているところでございます。キュービクルの場所の移動、あと、かさ上げ等につきましては、その配線の関係があるということで、現地調査も含めて今なお検討をしている状況でございます。

備品購入費の55万円の減額でございますが、こちらのグラウンドを整備するスポーツトラクターを購入することになっておりまして、そちらの購入額が確定したために減額をしたというものでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 農業用地の災害復旧については分かりました。

いまだに、じゃ、キュービクルの位置から何からに関しては検討中ということによろしいのかな。そうすると、このグラウンドの工事請負費の中にはそのキュービクル関係の部分は入っていないのでしょうか。検討中であれば、まだその予算に関してもまだ検討中ということによろしいんですか。もう土木の部分、土砂除去とグラウンドを使用する部分だけの増額が1,627万5,000円ということで、理解してよろしいのでしょうか。再度、お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 社会教育課長、岡部栄也君。

○社会教育課長（岡部栄也君） キュービクルのかさ上げにつきましては、予算の中でかさ上げ費ということで一部費用を見込んでおりましたが、この現在の状況でその見込んだ以上に経費がかかるような状況でございます。現在の設計では、キュービクルはそのままというようなことで設計を見ております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） 今の25ページのほうで、社会教育施設災害復旧費の増額分をお伺いします。

今の話だと1,627万5,000円と、これ土砂取るお金ですよ。これが入札終わった後のほうですが、それ以前は1,600万ぐらいでたしか土砂取ると言っていて。町長の12月の質問では、4月にグラウンドを設計すると言っていたんです。まず、それをお伺いします、町長。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 4月中には私はやりたいと今も思っております。

○議長（円谷忠吉君） 5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） できるんですか。思っているのではないですよ、できるんですかと聞いているんです。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 16日から工事が始まると思います。そうすると、契約が27日までですから、私はできると思っております。よほど大雨や大雪が降らない限り、私はできると思います。

なお、補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 社会教育課長、岡部栄也君。

○社会教育課長（岡部栄也君） 25ページの11款3項1目社会教育施設災害復旧費の15節の工事費の1,627万5,000円の増額でございますが、こちらの全体的な工事費の増額でございます。グラウンドの災害復旧工事費につきましては、災害復旧工事、いわゆるグラウンドなど土砂の撤去の工事と電気設備の復旧工事、この2つを見込んでおまして、その合計額の不足分ということで1,627万5,000円を増額したということでございます。以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） 電気工事も入っているんですよ。全部入っているのをお願いします。それで、できるんですか。見積りだからあれだと思うんですけども。でも、一つずつですね、町は以前1億円以上の工事発注でやった経緯あるんです。それは何しろ特定の業者と契約を結んだというのがあったんですが、随意契約という形だったんです。それで、本来は指名競争入札という形でやらずにちゃんないです。私は一般質問でも言いましたけれども、5,000万円近くあると、5,000万以上だと思うんですね、あれは。そのときの当時、随意契約で発注するという事は、町民から見れば、談合であるか疑われちゃいます。随意契約なんかしないで、指名競争入札にするべきと思いますが、それでもまだ、この今回キュービクルだとか全部やるわけじゃないですか。それを、だから、随意契約やる計画があるのかもちょっとお伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 社会教育課長、岡部栄也君。

○社会教育課長（岡部栄也君） 町民グラウンドの災害復旧工事でございますけれども、電気設備復旧工事につきましては、まだ入札は行っておりません。こちら明許繰り越しということで、4月になってから指名競争で入札を行う予定になっております。随意契約ではございません、入札を行う予定になっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） 15ページの3款民生費、3目補正額310万円のうち、この20節の扶助費で老人保護措置費でマイナス150万円となっておりますが、この内容をもう一度ご説明いただきたいと思います。よろしく願います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 扶助費の老人保護措置費でマイナスになったと聞いていますよね。これは現在3人の方が措置入所をしております。この措置入所に関しましては、かかる経費をその施設で負担するわけなんですけれども、3月になって、3人分以外で取っている分も予備的にあるので、その金額を実績に基づいて

減額したということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） よく分かりました。ありがとうございます。

そして、もう一つあるんですけども、16ページ、4款衛生費の4目予防費で予防接種医師委託料でマイナス300万円になっていますが、これがなぜなのか、これの説明をよろしくお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） この予防費というのは、当初予算でも説明いたしましたが、いろいろな予防接種の費用をここで計上しております。直接町民の健康に関わる予算ですので、できる限り実績に基づいて不足することのないように予算を取っておるんですけども、今年、この中で風疹の予防ということで、実際にオリンピックの関係があって前倒して風疹予防の委託料、接種料を取れということで、国の指示に従って予算化したんですけども、実際になかなか国が思うような形で予防接種が進まなかったという点もあって、これは全国的な問題なんですけれども、そういった形で余った予算を今回補正予算で財政等厳しい中でできる限り関係予算のほうの、要するに一般財源のいわゆる必要ないものを落としてくれということの協議の中で予算を減額したというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○1番（菅野朝興君） よく分かりました。ありがとうございます。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 14ページ、こちらを見ると1目税務総務費の職員手当、超過勤務手当の50万計上していますが、これは大分大きいんですが、あと、それ以降もあるんですが、嘱託職員賃金が大分上がっていますよね、この補正で。この辺の賃金の今回補正が多い理由をちょっとお聞かせ願いたいと思います。あとそれと賃金の制度。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） 14ページです。

2款2項1目の3節職員手当等ということで、超過勤務手当50万の補正になっておりますが、令和元年度災害関係の超勤、それから申告が今行われておりますが、その超勤手当が12月、1月、2月、3月に集中しまして、それに伴う超過勤務手当の補正となっております。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 賃金のほうで増の大きさになっている内容でございますが、4月1日より会計年度任用職員に臨時嘱託職員が移行するというので、臨時嘱託職員における退職金、報酬等について制度が移行する関係上、一旦ここで退職金の支給規定がございますので、それに関係するものをお支払いする関係上補正で計上させていただきました。予定といいますか、21名の対象者がいまして、全体的には160万ほどの退職金の支給がなるということで、そういったことで補正で計上しております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） オークーですか。

○3番（会田哲男君） はい。

○議長（円谷忠吉君） 2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 21ページの10款2項2目教育振興費の18節備品購入費18万2,000円。説明ですと、プログラミングロボットというものの購入費だという説明だったんですが、どういうものなのか詳細に説明をお願いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

これから学校は2020年、令和2年度から必須科目になるんですが、まずそもそもなんですけれども、プログラミングとは、物事を解決する力を養うために授業でこれから活用するわけなんです、このプログラミングロボットにつきましては、コンピューターにこうやってほしい、こう動いてほしいと伝える行動を起こすもので、今回こちらで購入を予定しておりますのは、初心者向けのロボット、簡単に言えば、ラジコンみたいなものなんです。それで、スマートフォンからラジコンのようにロボットを動かす学習をするために導入を予定しております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 農地関係の補助の割合について、町としては、見込みで町負担は3%、個人の負担は3%程度になる、そういうふうなことは、言われたんですが、激甚災指定によって、そういう措置がなされると思うんですけれども、公共工事、河川等については、もちろん受益者負担がないというふうなことが以前にも審議でなされまして、そのほかいわゆる受益者の負担が必要なものが、じゃ、どういうものが必要なのかと。特に私はそういう激甚災による公共事業にない、いわゆる個人の負担が出る町単独というんですか、そういうこの補助に基づいて個人の農地の決壊とか、そういうものの工事、これはどういうふうになっておるのか。

1つは、何か所ぐらいというより、今の時点で何か所で、そして町としては何か所程度町の工事として認めて、いわゆる40%負担できるような場所というのを決めてやってもらおうと、こういうことなのか、その辺のいわゆる補助金を公共事業の補助事業でないという個人負担を伴う工事、これについてどういうものが町長、そんなふうに詳しく説明をいただければというふうに思います。

だから、もう一つは、みそ汁大学のバスの借上げ料に20万円の減額になると思うんですけれども、今のいろいろのなかなかの話の中では、福祉バスの寿命がもう来ているのではないのかなということで、過日、岩手とか遠いところに行って故障して云々と、こういうふうな話を私聞いたんですけれども、それはそれで応急処置をすればまだもつという、そういう観点で更新はしていないというふうなことだと思うんですけれども、事故が起きてからじゃ、これ福祉バスの広範囲のいろいろするわけですから、その辺大丈夫なのかと、こういうふうに心配するんでありますが、その点もお伺いしようと思います。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 農地等の災害復旧事業の受益者負担の考え方についてのおたただしですが、町の

町費負担規則というものがあります。それで、まず災害復旧事業の補助事業につきましては、先ほどもお答えしたとおり、農地については補助残の補助金を控除した残りのものを町と受益者で半分ずつの50%折半でございます。それから、農業用施設については補助残の全額ということですので、受益者負担等は発生しません。

それから、単独事業につきましては、まず原則が農地につきましては60%を補助できる形になっております。農業用施設については100%の補助というふうになっております。ですので、単独事業の農地の災害復旧事業につきましては40%が自己負担ということになります。この事業の進め方におきましては、基本的に補助事業については当然のことながら町が発注することになっております。単独事業についても、農業用施設については大部分が町発注の工事。ただ、農地につきましては、受益者のほう、農家さんのほうで発注というか、できることになっておまして、その場合については、そういったかかる費用の見積り等をいただいて書類を提出していただいたうち、その事業費の60%を町のほうから補助する形での対応となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 福祉バスの件でございますが、昨年というか、確かに岩手方面に行って故障をしたということはございました。

内容的には、駆動部分におけるシャフトを止めておくピンといいますか、そういったものが経年劣化でもって折れたということで、もう一遍走行できるようになったということで、これは通常的車検とかそういったときには対象となる部分ではなくて、長い期間における金属疲労なり経年劣化ということでやむを得ず故障したものということで、その分についてはメーカーさんをお願いをしまして支障のないように修繕をしていただいたということで、バスについてはちょっと初期の登録は忘れちゃったけれども走行距離的には20万キロ弱という状況でございますので、通常のあるバス関係は20万キロはまだ十分走れる距離だということで、40万キロ、60万キロは十分走っているバスもあるということですが、そういった走行距離と、あと経年劣化もありますので、本当に人身に影響なく事故なく走れるのかということは形あるもので絶対とは言えませんが、今現在のところはもう一定程度は走行可能なのかなということで、そういった故障部分については万全を期してメーカーさんと修理をしているいろいろ対応しておりますので、大きな事故につながることはないように点検をしまして、一定程度は今後とも利用したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○10番（角田 勝君） いや。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 単独である場合の負担については、いわゆる40%という自己負担が認められるというふうなことが町の補助条例に基づいてというふうなことで、現在のところ、その数がどういうところにどうなのかという、そういう現在のこの把握は本当にこれ、補助事業などに優先的に早く査定をするというようなこともあって、作業的にはどうなのか。しかし、もう地域で座談会開いたりね、いろいろ手引きなんかを配布したりして、一定の把握をしているのではないかというふうに思うんですが、40%負担の個人の工事はどういふふうになっておるんでしょうか、もう少し分かる範囲で答弁を願いたい。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） そういった受益者負担等が発生するような箇所のところですが、現在、今把握している箇所数につきましては16か所ほどを考えております。今後、その農家さん、所有者の方等と打合せしながら手続を進めたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 大きく5点伺いたいと思います。

1点目ですけれども、繰越明許費に関するその理由、繰越明許費になった理由について次の項目について伺いたいと思います。

2款の役場駐車場整備事業、それからその次、プレミアムつき商品券事業、それからずっと下のほうに行つて8の土木費の社会資本整備総合交付金事業、これら3つについて繰越しになった理由を伺いたいと思います。ほかのものは災害絡みのものだとということで、予算が期限、今年中には消化できないということで分かりました。その3点について伺いたいと思います。それが1つ目。

2点目ですが、13ページ、企画費の地域おこし協力隊賃金190万余りが減額になっております。地域おこし協力隊員はたしか2名募集していたと思うんですが、1名は減らしてもう1名は引き続き募集するということなんでしょうか。それが1つ目ね。それから、これまで応募がなかったということでしたけれども、応募がなかった理由、これは何だというふうに考えていらっしゃるのか伺いたいと思います。募集の中身について町のホームページを見たら、1人は花火の里浅川のPR、もう1人は農産物の販売、特産品開発ということでもうちょっと詳しい説明がありましたけれども、全国に向けた募集というのはこれと同じ内容で募集をかけたんですか、それとももっと詳しい何か内容で募集をしたのか、その点を伺いたいと思います。地域おこし協力隊については、そういうことでお願いします。

3点目が、17ページの清掃費に関してですが、被災建造物自費解体償還金、これに対して少し説明をお願いしたいというふうに思います。

4点目、20ページの住宅管理費のサポート事業残、結構ありますけれども、この理由について伺いたいと思います。

最後、5点目ですが、23ページの聖火リレーに関する30万円の負担金なんですが、オリンピックの聖火リレーに対する浅川町の関わりというのは具体的にどういうふうになっているんですか。それを伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 各担当課長より答弁させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 初めに、補正予算書の6ページの繰越明許費における2款総務費における役場駐車場整備事業の繰越し理由ということでございますが、発注した時点において災害等が発生しまして落札業者と協議をさせていただきました。その中において災害関係、緊急にそちらを優先していただきたいという町のほ

うの意向も当然ございまして、こういった駐車場整備には年内いっぱいかかる予定でいましたんで災害復旧に影響が出るということで、その後も年度内に完成はできないかということだったんですが、駐車場の舗装工事でございます、今年は結果的には暖冬、降雪がなかったということですのでけれども、受注業者の手持ち工事、これの関係上繰越明許費にせざるを得なかったということで、今回繰越明許費に挙げさせていただきました。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） プレミアムつき商品券事業の繰越明許費の内容ということなんですけれども、プレミアムつき商品券の使用期限が3月いっぱいまでということで、国のほうができるだけ使用期間を延ばしなさいということで年度末までになっております。そこから各商店さんから、いわゆる精算が伴ってきまして4月を超えざるを得ないということで、国のほうの指導も受けましてその分を次年度に繰り越すということなので、繰越明許費になっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 土木費の道路橋りょうの繰越しでございますが、町道曲屋・破石線のほうとなります。工事発注以降、すぐにその災害が発生してしまったということで、町のほうから工事の一時中止命令をかけて災害復旧事業を優先させるということで、来年度に繰り越しております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 13ページの総務費の8目企画費の地域おこし協力隊の件ですが、これについては応募がなかった理由ということですが、浅川町のみならず全国的に募集が一時期よりはないという状況で、応募がなかった理由についてはやっぱりそういった申込みされる方が年々減ってきているのかなというふうに思います。

また、全国的に募集した内容はあの内容かということで、同じような内容で全国的に募集をかけました。なるだけ見直しをかけまして、なるだけネット上で上位のほうに来るように工夫をして、一番最初は、見る人が一番多いのかなということでそういった工夫をして募集をしていたんですけれども、なかなか応募がないということで、他町村を聞いてもやっぱり募集はしていますけれどもなかなか応募がないということの状況です。もっと踏み込んだ内容で、いろいろ取扱いが今後必要なのかなというふうに思っております。そういった関係上、先ほども当初提案理由でも説明しましたが、一般財源の分の財源確保という関係上、今回の補正において一般財源を確保する上で補正で減をさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 住民課長、我妻美幸君。

○住民課長（我妻美幸君） 17ページの4款2項1目清掃費の19節負担金、補助及び交付金、被災建造物自費解体償還金ということなんですけれども、こちらの自費解体には条件がございまして、町のほうで被災建物の公費解体の申込み受付を1月14日から2月14日まで行ったんですけれども、町が公費解体の受付を実施する前に被災者が早く解体したいんだということで、町が受付を開始する前に解体業者と契約した方が該当になりまし

て1件の方から申出がございまして、こちらのほうの予算計上をさせていただいたんですけども、ただ、町で公費解体を実施した場合の費用を計算して償還することになりますので、実際本人がかかった分の工事費と町との計算ですので、その差額は自己負担ということになります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 8款5項1目住宅管理費の中の19節負担金、補助及び交付金の減額400万の件でございますが、応急復旧工事ということで住宅環境改善サポート事業補助金ということで町のほうで補正をお願いしておったものがございます。当初は、県のほうの応急修理工事のハードルが高くて町のほうの該当者がほばいないのではないかとということで、町のサポート事業のほうでサポートしようということで予算を取らせていただきましたが、最終的に、県のほうのハードルが下がってほば被災住宅の補助が県のほうの59万5,000円の対応の中でできることとなったということで、町のほうとしては、すみません、600万ほど補正をお願いしていたんですけども、実際のところは140万ぐらいで済んでしまったということで、残り分について減額をして今回の災害復旧事業の財源に充てているということでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 社会教育課長、岡部栄也君。

○社会教育課長（岡部栄也君） 23ページの10款7項1目保健体育費の19節負担金、補助及び交付金の東京オリンピック聖火リレー市町村連携事業負担金でございますが、東京オリンピックの聖火リレーにつきましては、3月26日に福島県のJヴィレッジをスタートするということになってございます。Jヴィレッジをスタートして全国の都道府県をリレーするということになってございまして、福島県につきましては3月26、27、28日の3日間リレーが予定をされております。福島県の全ての町村をリレーするというコースにはなってございませんので、浅川町につきましては、須賀川市がコースになってございます。3月28日の土曜日に須賀川市で行われる聖火リレーに連携をして聖火リレーを盛り上げていくということになりました。須賀川市、岩瀬郡、石川郡の各市町村が連携をして各町村の代表の方がランナーになってございますので、そちらの聖火リレーを盛り上げていくということで、こちらの事業負担金につきましては須賀川市に支出をする予定でございます。内容につきましては、パンフレット、あとは応援の小旗の作成等で使用するというようなことになってございます。当日3月28日につきましては、沿道で応援をするというようなことになろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず、1点目の繰越明許に関しては、3目プレミアムつき商品券事業、これについてはよく分かりました。役場駐車場と、あと道路の件ですけども、やはりなるべく町の工事、3月にもう予算がついているわけですから、次年度が始まったらなるべく早く工事に着手できるように進めるというのは今回の災害でこれ痛感したと思うんですよ、町も。ゆっくりやっていると何があるか分からない。せっかく予算計上していたのに結局災害があって執行できなかったということになるわけですから、なるべく早く予算がついたものについては執行すると。これは業者の方も仕事がなくて困っているわけですから、年度当初というのは。そういう点も配慮もして早く予算の執行をするというふうなことがこれまで以上に必要ではないかというふう

に思うんですが、町長の認識を伺いたいと思います。

2点目の地域おこし協力隊に関してなんですが、この間、石川郡の議長会が主催する講演会があった際に地域おこしの話がありまして、地域おこし協力隊というのは若い人たちに移住してもらうそれが目的の一つなんだということを講師の先生がおっしゃって、ああ、そうだったのかというふうに私は初めて何かこう理解したんですけども、そうすると、若い人たちに移住してもらうというのが大きな目的であれば、花火の里浅川のPR、あるいは農産物の販売、特産品開発、こういう漠とした内容で若い人たちが、よし、じゃ、そこで一生懸命、俺移住してやってやろうというふうにはこれはならないんじゃないかなというふうに思うんです。ですから、新年度の予算にはこれが計上されていなかったようには思うんですけども、もし今後改めて地域おこし協力隊の募集をするということであれば、やはり若い人たちが自分の人生かけてこの浅川町に住んで取り組むと、そういう魅力的な事業であるというのを明確に出して募集をかける、そういう必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、認識を伺いたいと思います。

あと1点目だけお聞きしたい。2名中1名を今回減にするということで、もう1名は引き続き募集をすることで、こういうことなんですか。これは今年度の事業なんでありましてけれども、本人の希望とかを考慮して最長3年まで可能だというような説明があったというふうに思うんですが、募集要項の中に、引き続き次年度以降もこの残り1名については募集するのかどうか、その辺はどういうふうに対応するのか伺いたいと思います。

3点目、清掃費に関しては分かりました。

それで、この金額が自分で公共事業で工事費で500万円ぐらいの工事費だったら別に驚きはしないんですけども、自分の建物を壊すのに500万円かかるというたらこれは私正直びっくりするんですが、この解体の1件というのは具体的に何棟もの建物があったというふうなことなんでしょうか。その点、伺いたいと思います。

それから、サポート事業の残の部分はよく分かりました。

5点目のオリンピックの聖火リレーに対する関わりなんですけれども、浅川町の代表も須賀川をランナーとして走ると、こういうことなんです。その応援を28日に行くんだよということなんでしょうか。何人の方が走られるんでしょうか、また走る方が決まっていたら、これはプライバシーにも関係ないと思うので、公表差支えなければ教えていただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、地域おこしでなかなか募集しても見つからないのが本当に残念でなりません。先ほど9番議員が言ったように、本当に都会、あるいはよそから来て物産展とか花火関係を手伝っていただいて、若い女性でも若い男性でも地元で結婚していただければ、本当にそれにこしたことはないなと思っておりますが、いかんせん本当に募集がないのが残念であります。今後ともいろんな商工さんと今協力し合って紹介とかそういうことをしておりますので、何とか見つけたいなとは思っております。

あと、須賀川のランナーは当然、浅川町で八木沼選手が走る予定になっております。こういう感じでの30万円のあれはやっぱり出したいなと思っておりますので、私がいろんな相談をして出させていただきました。浅川町のため八木沼選手に頑張ってくださいようをお願いしております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） まず初めに、1点目にありました駐車場の舗装工事の件ですが、確かに年度内完成を強く請負業者とは話し合いを持ちました。やむを得ず繰越しということで結果的になったんですが、繰り越した中においても5月の連休前まで、4月中には舗装工事は完了するよというということで確認しておりますので、今お話しありましたように公共工事もなるべく早く完成ということで、そのような趣旨に基づきまして4月中には役場前の舗装工事は終了する見込みであるということで、請負業者とは確認をしております。

2番目についての地域おこし協力隊ですが、今回の補正については、元年については当初募集と今回は2回目の募集でした。それで、今回落としたのはあくまで2名分の半年分の経費ということで、その分募集しても申込みがない関係上、半年分の2名分を減額した内容となっております。また、来年についてもこの地域おこし協力隊については2名ではなくて1名を予定している予算で計上させてもらっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 住民課長、我妻美幸君。

○住民課長（我妻美幸君） 質問のほうなんですけど、こちらの1点目ですけれども、母屋とまた母屋に付随する附属建物も含んでおりまして、解体費それから廃棄物運搬費と処分費も含んでおりますので、こちらの計上とさせていただきます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目に関しては、繰り返しますけれども、要するに予算がついているやつは早く執行できるように、もう新年度が始まったらばすぐに取りかかると、こういうことが今回取上げが必要だということを感じた年度ではなかったかというふうに思うんですね、3件あったんで。その点について町長の思いを再度お聞きしたいというふうに思います。

2点目、地域おこし協力隊については来年度1名を予定しているということなので、私は基本的に若い人が移住してくるというのを目的として、その移住してやってやろうというやりがいのあるような内容でぜひ募集をしてもらいたい。若い女の子に来てもらって、ぜひ地元の人と結婚してもらいたいというそういうちょっとした話じゃなくて、向こうも自分のある意味人生かけて来るわけですから、それに見合うような内容のものをしっかり充実させて、こういうことをやってもらいたいということを明確にして取り組んでいただきたいというふうに思うんですが、伺いたいと思います。その他の件については分かりました。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 新年度4月中には着工させ、終わらせたいと思っております。

地域おこし協力隊については、本当になるべく浅川町のために花火あるいは物産展、様々な商品を開発させてもらうためにもいろいろな内容を変えて、商工会とか農協さんとか、いろんな相談してやらせていただきます。何とかご期待に応えたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第11、議案第11号 令和元年度浅川町一般会計補正予算（第4号）を起立によって採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。
ここで11時5分まで休憩といたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時05分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

住民課長、総務課長、保健福祉課長から答弁を追加したい旨の申出がありましたので、これを許します。
初めに、住民課長、我妻美幸君。

○住民課長（我妻美幸君） ご質問の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例でございますが、「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改正するということですが、成年被後見人は裁判所での手続が必要となり法務局のほうに登録されて町のほうに通知が来ますので、その方についてはそちらで把握できますが、この意思能力を有しない者の中には補佐人、保証人、そういった人たちも含まれることとなりますので、そういう方たちの判断につきましては、今後国とか関係機関のほうとちょっと調べていきたいと思っております。

それから、2つ目なんですが、「意思能力を有しない者（（1）に掲げる者を除く。）」はなくてもいいのではということでしたが、（1）の上段、（略）となっておりますが、こちらは15歳未満の者となっております。上段で示してはありますが、あえて意思能力を有しない者の中に示すこととしております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） それでは、先ほどの質問にありました世帯主の受給手当の支給人数、職員の中で支給している者は2月の支給分ですと10名となります。2月分で合計として23万6,600円を支給しております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 介護保険条例の一部改正についての該当人数ということなんですけれども、まず予算額につきましては、来年度予算額、前年度分が664万8,000円となっております。介護保険料が特徴含めて1億2,000万程度ですので、保険料の割合といいますと約5.3%という形になります。

それから、該当者につきましては、一応来年度の見込みで該当者を計算しなくちゃならないんですけども、

今現在既に該当されている方が来年度も引き続き該当するという見込みの人数で報告いたしますと、546名になっております。

以上です。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第12、議案第12号 令和元年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 35ページ、13節の委託料、未受診者勧奨資材作成業務委託料が45万4,000円減になっております。これは、受診しない人たちに対するいろいろ啓蒙か何かのそういうパンフレットとかそういうものがやっぱり減らして、金額的には精算した結果、減ったと、こういうことなのでありますか。その理由、ちよつと。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 未受診者勧奨資材作成業務委託料ということで、これは予算調製の中で落としたものですが、実績額としてその金額に至らなかったということで減額をしております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） そのとおりだと思うんですけども、その内容はどのようなものだったのか分かりますか。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） これは、健康保険のいわゆる受診後に未受診者に対していろいろ素材を含めて勧告の通知、はがきとかそういったもので再勧告、受診してくださいというような通知を差し上げるものの委託料ということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 何か特別な理由はないんですけども、実績と照らし合わせて結局はこういうふうな金額が出たということなんですか。例えば、予定したよりも受診率が高くなって、1つの例ですよ、そういうことが必要なくなってきたとか、あるいは前に同じようなパンフレットとか連絡はしたのでそれを割愛したとかという、そういう内容的にはどういうふうなものなんでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 予算編成時点では一応金額、当初の予算で100万程度取っておったんですけども、いわゆる実績の金額で特にその未受診者が少なかったということじゃなくて、一括的な予算として調製予算の中で減額したというふうにご理解いただきたいと思うんですけども。

○10番（角田 勝君） 分かりました。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第12、議案第12号 令和元年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第13、議案第13号 令和元年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第13、議案第13号 令和元年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第4号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第14、議案第14号 令和元年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第14、議案第14号 令和元年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第15、議案第15号 令和元年度浅川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第15、議案第15号 令和元年度浅川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第16、議案第16号 令和元年度浅川町上水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第16、議案第16号 令和元年度浅川町上水道事業会計補正予算（第4号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第17、請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出請願書を議題とします。

これから紹介議員に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第17、請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出請願書を起立によって採決します。

お諮りします。請願第1号を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

ここで、請願第1号が採択されましたので追加日程、意見書準備のため暫時休議といたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時17分

○議長（円谷忠吉君） 再開いたします。

◎日程の追加

○議長（円谷忠吉君） お諮りいたします。ただいま配付いたしました日程第18を日程に追加したいと思います
が、異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認め、追加日程として議題とすることに決定しました。

なお、発議第1号については、会議規則第39条第2項の規定により趣旨説明を省略したいと思いますが、ご
異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号については、趣旨説明を省略することに決定しました。

◎発議第1号の上程、質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第18、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出につ
いてを議題とします。

事務局に議案の表題部を朗読させます。

議会事務局長、小針紀喜君。

〔議会事務局長（小針紀喜君）朗読〕

○議長（円谷忠吉君） これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第18、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出についてを起立
によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（円谷忠吉君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前11時19分